

議案第三十七号

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

令和七年六月十二日

港区教育委員会

令和7年6月12日
教育委員会議案資料 No. 3

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項各号列記以外の部分中「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「（以下）を」（第三号、第三項及び第五項において）に、「いう。」。「を」（いう。）に改め、同号ただし書を削り、同項第二号中「支給月数」を「運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（第五項において「支給月数」という。）」に改め、同項第三号中「掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に当該支給月数を乗じて得た額）」、第一号に掲げる額又は前号に掲げる」を「定める額の合計額、運賃等相当額又は前号に定める」に改め、同条第三項中「交通機関等」の下に「（次項及び第五項において「新幹線鉄道等」という。）」を加え、「の二分の一に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に当該支給月数を乗じて得た額」を「に相当する額（第五項において「特別料金等相当額」という。）」に改め、同条第四項中「同項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして教育委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める職員に限る。）」

その他前項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 運賃等相当額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が十五万円を超える職員の場合においては、その合計額は、前三項の規定にかかわらず、十五万円に支給月数を乗じて得た額とする。

付 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案

現行

<p>(前略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる職員 教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間（六箇月を超えない範囲内で教育委員会規則で定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第三号、第三項及び第五項において「運賃等相当額」という。）</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 別表第三に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（第五項において「支給月数」という。）を乗じて得た額</p> <p>三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転</p>	<p>(前略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる職員 教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間（六箇月を超えない範囲内で教育委員会規則で定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）を除いて得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に当該支給月数を乗じて得た額</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 別表第三に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額</p> <p>三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転</p>
--	--

車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して教育委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、運賃等相当額又は前号に定める額

- 3 幼稚園を異にする異動又は在勤する幼稚園の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で教育委員会規則で定めるものうち、当該異動又は幼稚園の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして教育委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等（次項及び第五項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が教育委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第五項において「特別料金等相当額」という。）及び同項の規定による額の合計額とする。

- 4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住

車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して教育委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に当該支給月数を乗じて得た額）、第一号に掲げる額又は前号に掲げる額

- 3 幼稚園を異にする異動又は在勤する幼稚園の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で教育委員会規則で定めるものうち、当該異動又は幼稚園の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして教育委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等でその利用が教育委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に当該支給月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。

- 4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める

居（当該住居に相当するものとして教育委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5| 運賃等相当額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、十五万円に支給月数を乗じて得た額とする。

6| (略)

7| (略)

8| (略)

(後略)

付則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5| (略)

6| (略)

7| (略)

(後略)

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

審議内容

本案は、港区幼稚園教育職員に支給する通勤手当の支給上限額を引き上げるほか、新幹線等利用に係る通勤手当の支給要件を緩和するため、「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例」の一部改正を行うものです。

1 背景

職員人材の確保等が喫緊の課題であることから、国及び都は令和7年4月から職員の通勤手当に係る支給上限の引上げ等の見直しを行いました。

昨今の社会情勢において、区における職員人材の確保の困難さは国や都と変わらない状況にあることや、新幹線停車駅が近くにある区の地域特性を踏まえ、職員に支給する通勤手当を見直します。

2 改正内容

- (1) 通勤手当の1か月当たりの支給限度額を月額5万5,000円から月額15万円に引き上げます。
- (2) 異動等に伴い職員が通勤のために新幹線等を利用する場合における特別料金等相当額の支給について、要する費用の2分の1又は2万円のいずれか低い額とする条件を廃止します。
- (3) 新規採用時から支給要件を満たす場合等に新幹線等の利用に係る通勤手当を支給することとします。

3 施行期日

令和7年10月1日